

令和 2年 5月 18日

お客さま 各位

滋賀中央信用金庫

法人インターネットバンキングに係る被害補償について

平素は、インターネットバンキングサービスをご利用いただき、誠に有難うございます。

このたび、当金庫では、法人インターネットバンキング（以下「法人 I B」という）における不正送金の被害に対し補償を行う制度を定めましたのでお知らせいたします。

また、お客さまにおかれましては、不正払出し被害防止のため、当金庫がお願いしておりますセキュリティ対策を実施していただきますようお願いいたします。

1. 補償対象のお客様

当金庫の法人 I Bをご利用のお客様

2. 補償開始日

平成 28年 4月 18日（月）

3. 補償金額

被害額を限度に 1 口座あたり年間 1, 000 万円まで補償いたします。

※お客さまが被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案毎に補償いたします。

※補償の対象とならない場合や補償額が減額となる場合があります。

4. 補償の対象とならない場合または補償額が減額される場合（主なもの）

(1) お客さまが次の対応を実施されていない場合

①不正被害発生の翌日から 30 日以内に当金庫へ通知されていない場合。

②被害者が警察等に対して被害事実等の届出をされていない場合。

③当金庫並びに警察による調査等に協力いただけない場合。

(2) お客さまに次のような過失事象が認められた場合

①お客様 I D・パスワード等の管理が適切に行われていない場合。

②インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新できていない場合。

③パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザなどを使用している場合。

④パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入していない、または導入していても最新の状態に更新できていない場合。

⑤インターネットバンキング専用のセキュリティ対策ソフト（レポート）が導入できていない場合。

⑥電子証明書によるセキュリティ強化ができていない場合。（Windows 対象）

⑦ワンタイムパスワードを利用しての認証対応ができていない場合。

(3) その他

①お客さまの関係者（社員等）による不正取引と判明した場合。

②天変地異、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用によって生じた被害の場合。

5. 被害に遭われた場合

万一、身に覚えのない振込等をお取引明細等でご確認された場合は、お取引店またはインターネットバンキングお問合せ先（システム部：0120-237-384）へご連絡いただくとともに、最寄りの警察署へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※令和 2年 5月18日 改訂

以上